

プラスチック製容器包装

1 プラスチック製容器包装とは？

家庭から出るごみの多くが商品を入れたり包んだりする「容器包装」が出されます。

容器包装とは、商品が入っているもの「容器」及び商品を包んでいるもの「包装」をいいます。

中身の商品を使用して、使い終わったときなどに不要になるものです。

対象となるものについては、「プラスチック製容器包装マーク」がついていますので、このマークがついているものは、プラスチック製容器包装で出してください。



プラスチック製容器包装マーク

対象となるプラスチック製容器包装



洗剤・シャンプーなどの容器
※キャップやふたは
外してください。

プラスチック製の
キャップ・ふた



食品などのトレイ



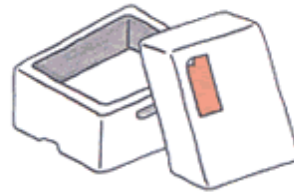
みかん・タマネギなどを
保護するネット



ポリ袋・商品包装など



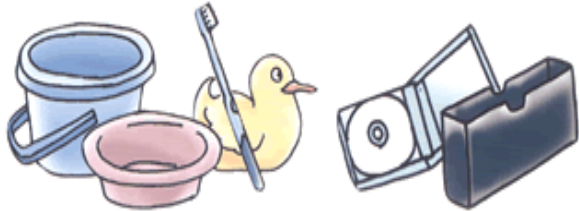
カップ・パック類



発泡スチロールなどの
緩衝材

洗剤・シャンプーなどの容器、プラスチック製のキャップ・ふた、食品などのトレイ、みかん・タマネギなどを保護するネット、ポリ袋・商品包装など、カップ・パック類、発泡スチロールなどの緩衝材

対象とならないプラスチック製容器包装



プラスチック製の商品そのものは、プラスチック製容器包装ではありません。おもちゃ、歯ブラシ、CD、ビデオなどのケースは可燃ごみとして出してください。

素材がプラスチックであっても、プラスチック製容器包装として分別する場合と可燃ごみ（または粗大ごみ）で出す場合があります。



家庭から出るごみの量を減らすことと、再生資源を無駄にしないようにプラスチック製容器包装ごみとして出してください。

桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称 リサイクルの森）

〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾 Tel.0594-31-8880